

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、中讃広域都市計画道路事業について次のとおり公告する。

平成19年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
中讃広域都市計画道路事業 3・4・110号南条町土器線
- 2 施行者の名称  
香川県
- 3 事務所の所在地  
高松市番町4丁目1番10号
- 4 事業地の所在  
収用の部分 丸亀市風袋町、大手町1丁目並びに土居町2丁目及び3丁目地内